



2024年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社NSD  
代表者名 代表取締役社長 今城 義和  
(コード番号 9759 東証プライム)  
問合せ先 取締役専務執行役員  
前川 秀志  
電 話 (TEL 03-3257-1250)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2024年6月26日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年7月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 38,472株
(3) 処 分 価 額	1株につき 3,085円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	118,686,120円
(5) 処分先及びその人数 ならびに処分する株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く）：4名 17,632株(*) 当社の執行役員：20名 17,924株 当社子会社の取締役：4名 2,916株 (*)執行役員兼務取締役の執行役員分（6,612株）を含む
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による 有価証券届出書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月10日開催の取締役会及び2021年6月24日開催の第52回定時株主総会の決議により、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役（以下「当社対象取締役」といいます。）ならびに取締役を兼務しない執行役員及びこれに準じる者（当社対象取締役とあわせて、以下「当社対象役員等」といいます。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

なお、本制度に基づく当社対象取締役に対する報酬は、年額 60 百万円以内とし、当社対象取締役に對して新たに発行または処分する株式の総数は 4 万株以内としております。

また、当社は、2024 年 2 月 6 日開催の取締役会において、当社の連結業績における子会社業績の重要性が高まってきたことを踏まえ、規模の大きい子会社の取締役に当社グループの持続的成長に対するインセンティブを付与すること等を目的に、本制度の対象者を子会社の取締役のうち取締役会が承認した者（以下「子会社対象役員」といいます。）に拡げることを決議しました。

本日、取締役会決議により、当社対象役員等及び子会社対象役員（以下「対象役員等」といいます。）が本制度に基づき、2024 年度の職務執行の対価として支給される金銭報酬債権（総額 118,686,120 円）の全部を現物出資財産として払い込むことにより、対象役員等計 28 名に対して当社普通株式を合計で 38,472 株割当てることとし、当社と対象役員等との間で以下の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することとしました。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限の期間

##### ①当社対象役員等

当社は、当社対象役員等が割当てを受けた日から、当社の取締役、執行役員またはこれに準じる者の地位（以下「当社役員等の地位」といいます。）のいずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為を禁止します。

##### ②子会社対象役員

当社は、子会社対象役員が割当てを受けた日から、在籍する子会社の取締役（当該子会社の執行役員等として継続して経営に関与する場合を含みます）の地位（以下「子会社役員の地位」といいます。）から退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為を禁止します。

#### (2) 譲渡制限の解除

対象役員等が、本譲渡制限期間中、継続して、当社役員等の地位または子会社役員の地位（以下「役員等の地位」といいます。）にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象役員等が、死亡その他取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に役員等の地位を退任または退職した場合は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を合理的に調整します。

#### (3) 無償取得の事由

対象役員等が、本譲渡制限期間中に、上記(2)ただし書きの正当な理由なく役員等の地位から退任または退職した場合、その他本割当契約で定める事由に該当した場合は、当社は、本割当株式の全部を無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が、当社の株主総会（当社の株主総会による承認を要さない場合は、当社の取締役会）で承認された場合は、当社は、取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得します。

(5) 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象役員等は当社が予め指定する証券会社に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理します。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月25日（取締役会決議の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,085円としております。この価額は、対象役員等に特に有利なものとはいえ、合理的であると考えております。

以 上